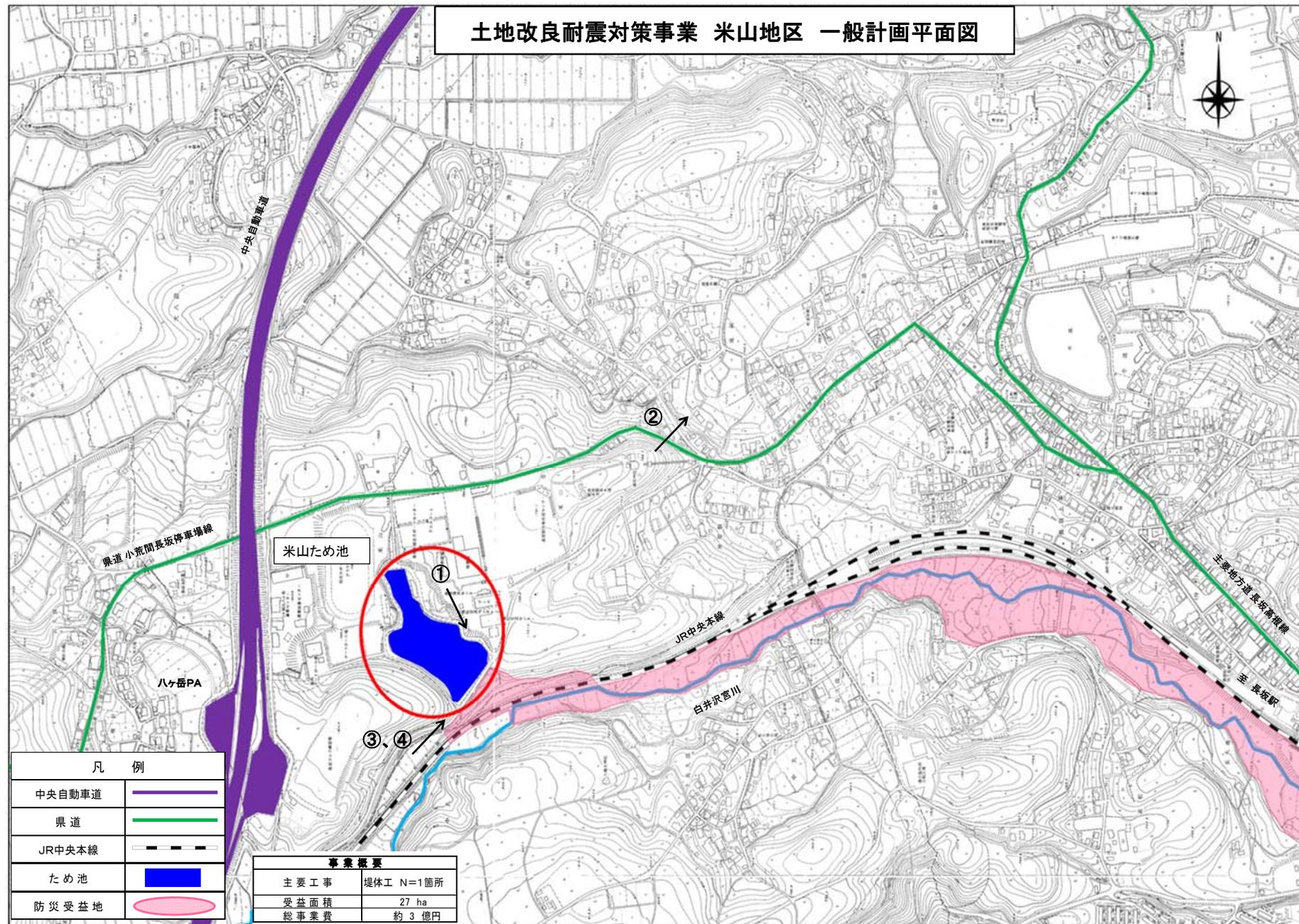


1. 事業評価説明シート

事業名	土地改良耐震対策事業(国補)	事業箇所	北杜市長坂町大八田	地区名	よねやま 米山	事業主体	山梨県
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 本ため池は、北杜市北西部に位置し、水田への用水供給のための重要な農業用施設である。一方、ため池の堤体は築造から56年以上が経過している。ため池堤体の機能診断の結果、堤体が地震時に所定の安全率を満足しておらず、また、ため池の沈下等が発生していることが判明した。堤体下流域にはJR中央線等があり、大型地震の際には甚大な被害のおそれがあることから、早期に耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び住環境の安全を図るものである。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○洪水被害危険度の軽減 ・ため池決壊の構造的危険度 102点\geq67点 ※ ・ため池決壊に伴う下流域への影響度 36点\geq9点 ※</p> <p>□副次目標 ○農業用排水能力の向上 ・施設老朽度(使用年数56年)\div(耐用年数40年)=1.40\geq1.00 ※(※評価基準値) ・用排水能力の向上(計画排水能力2.73m³/s)\div(現況排水能力0.88m³/s)=3.1\geq1.0 ※(※評価基準値)</p> <p>□副次効果 ○農地の保全 ○既存施設の崩壊危険性の排除 ○重要プロジェクトとしての位置づけ (新・やまなし農業大綱)</p>				<p>(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・本地区は食料・農業・農村基本法に位置づけられている農業の持続的発展、食料の安定供給、多面的機能の発揮に資することから行政が行うべきである。</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。</p> <p>③経済妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> 費用便益費 便益(B)/費用(C)=1.13$>$1.0 ・便益(B)=356百万円、・費用(C)=315百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・災害に強い施設に改善する上で必要な整備量としている。</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・受益面積規模、事業対象工種から、ため池等整備事業で対応することが妥当である。</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・工事の際は、環境等への影響を最小限にするよう措置を講じる。</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> <input type="checkbox"/> ・早期着工の要望有り</p> <p>総合評価 [貢献度ランク：a] <input type="radio"/> <input type="checkbox"/></p> <p>【事業位置図等】 (省略)</p>			
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 堤体工 N=1箇所</p> <p>②着手年度 平成30年度 ③完成見込年度 平成33年度</p> <p>④総事業費 約300百万円 (国費165百万円(5.5/10) 県費102百万円(3.4/10) 市費33百万円(1.1/10))</p> <p>⑤年度別の整備内容 (事業費) 平成30年度 測量・地質調査・設計 35百万円 平成31年度 堤体工 190百万円 平成32年度 堤体工 55百万円 平成33年度 付帯工 20百万円</p> <p>□既整備内容・期間・事業費 ・該当なし</p>							

2. 添付資料シート(1)



2. 添付資料シート（2）



① 米山ため池の全景



② ため池下流の受益農地の状況



③ 堤体の安全性が低く崩壊が危ぶまれている



④ 堤体直下にはJR中央線があり、大規模地震の際には甚大な被害のおそれがある。

